

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
1	23	地球温暖化による気候変動は現実の脅威となり、脱炭素のため再生エネルギーの普及拡大は日本を含め世界各国の喫緊の課題となっています。この国際的潮流のなかで、国内においても太陽光発電事業の重要性に対する国民的認識と期待は着実に広がっています。新型コロナ禍で傷ついた経済の再生起爆剤としての期待も膨らみつつあります。しかし、選定すべき場所、手段・方法、結果などにSDGsの思想を取り入れて対処することが不可欠の時代になっていると考えます。土地の所有権やFIT法で権利を持っているからと言って、自社の利益だけを主張することは納得できません。これまでもこれからも、企業は社会的責任の視点を忘れてはならないと考えます。発電所の建設予定地は、函南町の豊かな自然を構成する土地で、植生・水源地、農林業、観光等のベースになっています。また、下流部や平地の洪水・冠水等を防ぎ、安全・安心な生活を保障する大切な場所です。この大切な役割を持つ土地を掘削、切り土、盛り土、埋め戻し等の人工的な手を加えるのが「太陽光発電」のためだとすれば、納得できません。発電用の土地は、別途、農業に適さない土地や開発の結果が自然破壊や環境破壊に繋がらない遊休地等を活用すべきと考えます。いま、軽井沢地区へのメガソーラの建設については、地区民も、議会も建設反対のコールをあげています。強行しても、恨みが残るだけです。
2	10	今回計画している事業においての理念を語ることに、日本全体の環境負荷低減や、CO2削減の良い所ばかりを述べるのではなく、事業をすることによって森林伐採して山林を開発して、後々の廃棄物問題を加味しても太陽光発電の方の環境負荷が少ないと総合的に判断していると主張したくないと、この事業をする意味がないと考えます。例えば、特定の営利企業の為だけではなく地域住民が主体となった自立・分散・小規模・多数のクリーンエネルギーネットワークの構築が必要と考えます。また、太陽光パネルの製造には、そのパネルが4年間かけて発電する電力が必要だと言われています（エネルギーペイバックタイム）。つまり、設置したパネルを4年間使用して元が取れるという試算です。4年間保たなかったら、使用しなくて良かった余計な電力をそのパネルのために消費したことになりますので、自然再生エネルギーによって素材がつくられるようになって本来の再生可能エネルギーとしての評価が完成するものと考えます。
3	38	活断層の上に調整池やコンクリート構造物等の重要構造物や法面の造成を計画しているが、安全対策はどうなっているのか。調整池等をつくるなら、活断層が動いても、池が、水平を保ち、下方に崩れない池を作る様にすべきである。そして、住民が精査できる様に図面、断面図、位置図等を、正確に公開して、縦覧出来る様にして下さい。また、供用後の監視はどのようにするのか。特に心配なのは山からの土砂の流出です。20年後、50年後にも調整池の機能が維持されているでしょうか。
4	26	洪水調整を目的として計画している調整池の容量の算出について、現実襲来した令和元年台風19号並みの降雨量をもとに、調整池の貯留能力、排水能力、下流河川の流下能力等について安全であることを示してください。柿沢川の流域のわずか2%にも満たないことを説明会で強調していたが、開発による流量増加は確実であり、台風19号で柿沢川増水による水害を受けた函南町、伊豆の国市の流域はもちろん、甚大な影響を受けることになる沼津市まで含めた評価をするべきである。また、調整池A-2の排水路は地元区や、地主の了承がない。
5	3	沈砂池における濁水の除去能力について具体的な説明がない。特に、濁水が生じる土の移動を伴う工事の期間における土の移動量から、濁水の発生と除去の関係について、乾季や雨季のすべての季節において調査、予測すべきである。また、沈砂池の土砂の除去の頻度はどのように行うか。工事期間中に法面へ設置するしごき柵や土砂流出の防止柵の設置箇所について、具体的な設置場所を示さねばならない。
6	10	多くの木を切り、森をなくすというのはその場に住む生き物たちの食べ物や住処がなくなるため、近隣の畑や民家の庭や軒先に被害が出る可能性があるが、その場合にはどのような対応をされるのか。また、水害は環境影響評価の範囲外だということだが、人が生活する上に安心して暮らすことのできる条件も環境である。予測できてにもかかわらず対処しなかった場合は、人災となるのではないか。当該施設を建設したために水害や土砂災害で被害が生じたときは事業者と住民との間で補償をする約束をする必要があると考える。
7	21	「本事業において、最も広範囲に影響が及ぶと考えられる範囲は、対象事業実施区域から約3,000mの範囲の内」とされているが、この範囲の設定の根拠が示されておらず地域の特性が理解されていない。土砂流出や水害等の危険を考慮すると柿沢川流域及び狩野川下流域（田方郡函南町、伊豆の国市、三島市、駿東郡清水町、沼津市）までを含めるのが妥当である。また、動物や生態系に係る影響範囲の設定については、その種により活動範囲が異なることから、種別に影響範囲を設定すべき。（例えば、クマタカは、行動範囲が4kmであり、オオタカにあっては半径1.5kmとされている）
8	47	切り土、盛り土による残土処理について、県道11号線を利用する搬出が計画されている。交通上の影響（運搬期間、運搬の通行数の影響、道路幅員不足、排ガス等の影響、地元民の交通の障害）について、長期で広範囲にわたる詳細な調査をしなければならない。函南町平井宮ノ前1102-4の混雑率1.4の箇所は渋滞増加が心配である。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
9	1	<p>県道11号線の道路わきは草木が車道側に覆いかぶさり、大型トラックがこれに当たる可能性ある。この場合、当たった枝などはそのまま放置され 後の交通の妨げになることが十分予測される。草木が多い茂る高さ、大型車の車両を配慮すること。落下した枝木は放置せず直ちに撤去することを文書で約束すること。</p>
10	1	<p>県道11号線旧道を経由して熱海方向に抜ける場合、函南町軽井沢地区から熱海峠まで狭小区間が連続し、路肩が崩落する箇所もある為、特に大型車両の場合は熱函道路鷹ノ巣山トンネルに迂回する必要がある。この場合、丹那盆地内を走行することになる。また、熱海市側は急勾配が連続している為、大型車両のブレーキ事故が多発しており、地元バス会社ですらブレーキの焼損（ペーパーロック）事故が発生している。熱海側に抜けないという確約か、配慮についての言及が必要。</p>
11	29	<p>事業計画や内容について、既に林地開発許可済みである当該事業については、具体的な事業計画が策定済みであるにも拘わらず環境影響評価の項目及び方法等について検討する材料の記載が極めて不十分なのは大きな問題である。特に、環境影響評価で極めて重要な影響範囲や関係地域の設定が根拠もなく極めて狭い範囲となっていることは重大な問題であるので再考いただきたい。また、一般的な事業との比較が示されているが、そもそも「一般的事業」がどんな事業を想定しているか不明な上、前述のとおり本事業の規模が示されていないので、なんの根拠にもなっていない。また、環境保全計画についても記載内容が不十分である。また、排水計画において、住居地にある排水路を使用する許可を地元にとっていないのは問題である。</p>
12	2	<p>東京電力の送電機能に障害があった時に 軽井沢地区、函南町にダイレクトに供給できる仕組みを提案していただけないでしょうか。結論として、地元 函南町、軽井沢地区の状況を的確に把握し、将来にわたって 地元と共生できるような内容に再度ご検討いただきたいと思います。また、丹那軽井沢地区、例えば既存のオラッチェの発展形態として、牧場とチーズ作りや果樹園或いはブドウ畑とワイナリーなどで自然と人間が共生する場所になるなどメガソーラ事業が何らかの形で地域との共生に繋がると良いと思う。</p>
13	2	<p>「系統連系は東京電力66kV真鶴No.107鉄塔に連携予定である。」とあるが、真鶴No.107鉄塔は、対象事業実施区域外の田代盆地南側にあるが、そこに到達するまでのところについて、事業区域内のような環境アセスメントについては必要ないのか。</p>
14	2	<p>対象事業実施区域及び対象事業に関連して行われる造成工事区域内に、産業廃棄物の不法投棄の形跡がないか現地調査及びヒアリングを行うとともに、表層土壌調査を行い、必要に応じてボーリング調査を行うこと。産業廃棄物が不法投棄された場所を通常の方法で造成することは環境汚染を拡大させる可能性があることから、調査結果に基づき「土壌汚染対策法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従った対応を行うことを明記されたい。</p>
15	1	<p>対象事業実施区域の隣接地域には太陽光発電発電所が存在しているが、存在しない根拠は何か。また、他の発電事業が存在していたらどんな影響があり、何故こんな項目が必要なのか。</p>
16	3	<p>対象事業実施区域と国立公園の第2種特別地域が一部重なっているが、法的な問題はないのか。</p>
17	1	<p>軽井沢に泊まった正岡子規も通った根府川通りが建設計画地の真ん中を通っているが今でもこの道を通り景色を楽しみ昔に思いをはせる人もおられます。この道を通るときソーラーが見えないよう森林伐採はしないで頂きたい。</p>
18	6	<p>発電開始から20年後にパネルを撤去すると表明していたが、その際の処分方法と有害物質Pb、Se、Cdなどの処分方法及び環境漏洩対策、再利用 策などを決めておかないと総合的な環境負荷を考えない事業になってしまう。事業終了後のパネル撤去と廃棄方法と環境負荷の大きい物質の扱いの方法についての現実的な決めごとと影響についての調査をする必要がある。</p>
19	1	<p>電気事業法の技術基準において、太陽電池発電設備を「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の指定する斜面に設置する際には、当該区域村の急傾斜地の崩壊を助長するおそれがないように設置することが定められた。しかし、急傾斜地法の指定をうけていない斜面については、相対的にリスクが低いと考えられていたため、技術基準上の特段の定めがなかった。そのため最近の豪雨災害時に、急傾斜地法の指定を受けていない斜面や切土、盛土等の土地改変された場所に設置された太陽電池発電設備が崩落したことを踏まえ、太陽電池発電設備に関する技術基準の見直しを行い、土砂流出を防止する措置が講じられた。この点について方法書で指定有としている。どのように取り扱い、どのように取り組みされるのか伺う。</p>
20	8	<p>最寄りの気象観測所として「網代特別気象観測所」の観測データによる現況把握をしているが、当該観測所は相模湾側の熱海市網代に位置しており、玄岳等の稜線を挟んだ駿河湾側である函南町軽井沢地区とは気象条件が異なる。例えば、防災の観点から非常に重要な降水量について、令和元年10月(台風19号)の時間最大降水量を本方法書では30.0mmと記載しているが、同年同月の静岡県丹那雨量観測所では「45mm/h」と1.5倍の時間最大降水量が観測されている。</p>

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
21	8	観測所として熱海市網代の特別地域観測所のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には三島特別地域気象観測所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。
22	2	大気測定局として熱海総合庁舎のデータが用いられているが、対象事業実施区域は平均的に西風を受ける地域であり箱根連山東側のデータは妥当といえない。西側には静岡県大気常時監視システムとして三島市役所があり地域の特性を理解していればこちらのデータで検討が行われるはずである。
23	1	対象事業実施区域は丹那断層を含む断層群の上に計画されており、土壌からも大雨などの山腹崩壊などの自然災害に弱い地域である。
24	6	土砂災害危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が存在していても良い根拠は何か。
25	1	対象区域は事業地から3000m 範囲内と以遠の地域からは全く影響がないことのうらづけが必要になる。
26	2	事業地に山腹崩壊地域、土石流危険地域、急傾斜地崩壊危険箇所があるだけでなく、未指定で危険な箇所や、もともと指定予定だったのに未指定の箇所の把握と追加（実質的に危ないので）する必要がある。
27	1	事業特性に関する情報で、防災計画の記載なし：地域防災計画をどのように把握し、それを踏まえての情報提供が必要であることから要望する。
28	5	根府川街道を文化遺産として保存してください。根府川通(日金道)は、三嶋社→大土肥→平井→軽井沢→日金山→伊豆権現→根府川→小田原→鎌倉へと抜ける道です。その歴史的価値は、古代においては伊豆国府(三島)と伊豆山権現(走湯権現)とを結ぶ日金山信仰の道であり、中世においては、源頼朝や北条氏によって二所詣(伊豆権現、箱根権現、三嶋明神)が行われ、史跡北条邸(韮山)に泊まって鎌倉へ帰還した道です。鎌倉古道は、一般の道と異なり重要視されていませんが、この歴史的な遺産を守る必要があります。根府川街道は、史跡(日本遺産など)として残すべきものと考えます。文化財として守るためには地権者の協力が必要です。800年以上も時が経った中で、道は大きく変わっていますので、道路脇の土塁や崖の塁跡、側溝の跡、地固めの跡など発掘調査をしてほしいです。
29	1	事業地域内を横切る根府川道沿いには石仏等の埋蔵があるので発掘調査の必要がある。
30	1	建設予定地近くの函南町有形文化財は火雷神社だけではなくありません。建設予定地の軽井沢には函南町指定の有形民俗文化財である源頼朝をかたどった駒形像、田代には同じく函南町指定の有形民俗文化財の双体道祖神があります。建設後、台風19号並みの雨が降れば土砂災害で喪失する可能性がある。調査、予測、評価をしてほしい。有形民俗文化財を保存するための対策を示してもらいたい。
31	2	河川について、河川位置の記載のみで、対象事業実施区域を流域とする柿沢川の現況や過去の浸水被害状況についての記載が全くなく、丹那沢に至っては位置すらも記載されていない。位置形状の把握に加え、管理状況を踏まえた流下能力の把握もなされていない。
32	1	地域の概況で水道水として地下水が利用されていると記載があるが、対象事業実施区域内の地下水の状況は把握されていない。
33	4	水質調査地点として、平成30年度は来光川の大土肥橋で水質調査が行われているとあるが、対象区域の水質を考えると、来光川では柿沢川とは水系がまったく異なり、参考にはならない。やはり実際に赤沢川、柿沢川の取水点に拠ったデータが必要である。
34	4	地下水の水質についても、本方法書で取り上げているM7「沼津市中瀬町」の実際の測定地点は沼津市大岡であるなど、軽井沢地区とは遠く離れた地点での観測データである。軽井沢地区周辺の地下水の水質結果を記載すべき。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
35	6	方法書にはホームページの「静岡県ため池マップ」によると農業用ため池が存在しないとの記載があったが、誤りである。「静岡県ため池マップ」は身近な水辺空間を紹介する物である。周辺には、事業地直下の軽井沢池のほか、牧場池、三角池、柏谷池が存在しており、「函南町ため池マップ」の凡例に「農業用ため池」との記載がある。「更新日：2020年2月25日」の記載もあり、方法書作成の前の閲覧の令和2年6月より前に更新されているので、なぜ方法書では存在しないと結論付けたのか。本当に現地調査や文献調査をしっかりと行っているのか、甚だ疑問である。
36	1	ボーリング調査結果は、表の数値を見ると、ボーリング一本分のデータかと思われる。対象区域のどこをボーリングしたのか、このデータからはわからない。
37	1	「標高10m程度の盆地状の低平地である田方平野東側の丘陵地に位置する」との記述があるが、事業地や周辺は丘陵地というのは誤りで、実際は盆地に隣接する山間地斜面である。
38	1	重要な地形地質として「丹那盆地と丹那断層」「田代盆地、火雷神社の断層変異地形」等、丹那盆地に係る記述があるが、当該地域における断層群は、丹那断層の中に入っており丹那断層と連携している断層群である。この断層の存在は非常に大きな意味がある。
39	1	農業 「また、販売目的の家畜等の飼育経営体数は、函南町が乳用牛…で最も多くなっている。」とあるが、丹那は酪農地帯であり、酪農が最重要産業となっている地域である。酪農に対する影響についても考えるべきではないか。「除草は人間の手でやる」かのような説明があったが、無理な話だ。結局除草剤がまかれたら、下流域に絶大な被害が出るではないか。
40	1	自動車騒音の状況については、熱海と函南・三島方面を結ぶ幹線道路「県道熱海函南線」での観測値を記載しているが、静かな軽井沢、丹那、鬮の沢地区等とは地自動車騒音の状況が全く異なることは明白。
41	2	P.123 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 「対象事業実施区域内にはこれらの配慮が特に必要な施設はない。」とあるが、「対象事業実施区域の周囲には、約0.9kmの位置に丹那小学校及び丹那幼稚園がある。」という事実は重要である。小学校や幼稚園に通う子どもたちへの配慮は必要ないのか。今回のメガソーラー計画に反対している人たちは、子どもたちが危険にさらされるのではないかという懸念を持っている。なお、本計画で最大の調整池Bは丹那沢の上流に位置し、もしも事故が起きたら丹那小学校、丹那幼稚園は直接被害を受けることになる。防災の意味からももっと検討が必要ではないのか。
42	2	自然公園の第2種特別地域とはどのような地域か？ また、この地域が事業実施想定区域に一部係っているが問題ない根拠は？
43	1	方法書の P.126 2. 産業廃棄物の状況 「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されているものもあり、関係法令に沿って適正な産業廃棄物処理等が必要とされている。」とあるが、廃棄物の処理は、事業が終了する先(20年またはその先)まで考えなくてはならない。そこまでしっかりと考えているのか甚だ疑問である。
44	1	方法書の P.173 (4) 国土防災関係 保安林の指定状況、砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域等に入っていないから危険がないということにはならない。「地権者の承認が得られないから」「危険地域と承認していてもこれからするつもり」という箇所が存在し得る。危険地域は線できっきりと分けられるものではない。
45	1	方法書のP.177 ⑥土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ⑦山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険区域 ⑧国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所 これらの表す土地の危険性に関わる記述がない。治山治水の点から外せない項目だらけと思われるが。
46	3	大気汚染、騒音、水質汚濁等に係る苦情の発生状況は函南町、熱海市が掲載されているが、その内容は何か。(具体的な内容がなければ参考にならない)
47	2	地域特性を考慮していない誤った現況把握に基づく環境影響評価方法書は論外である。より正確な現地情報を把握の上で改めて方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
48	4	対象事業の内容について多数の不明な点があり、現況把握も地域特性を考慮しない不適切な内容に基づき、環境影響評価の項目の選定が行われている。対象事業の内容、特に造成等の施工規模や防災施設の設計内容及び設計根拠や流域河川等の区域外の排水路状況、過去の災害等を明らかにした上で評価項目の設定をやり直し、評価項目として選定していない項目については、その理由を全て記載すべきである。
49	1	参考にする交通データは平成27年度交通センサスから6年経過し、実際に工事開始まで含めると8年前のデータになる。岐れ道交差点前後での渋滞が増加傾向にあるので、古いデータではなく、新しいデータを使用しなければ正しい把握と検討ができない。
50	1	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車を使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。
51	4	工事車両走行による大気汚染や騒音に関する調査等は区域周辺のみでは不十分である。鬚の沢地区など、工事車両の走行が予定される主要地方道11号線を含めルート沿道全域で、大気汚染(N0x、S0x)や騒音・振動の調査・予測・評価をされたい。
52	1	発電所の運転が開始されると変圧器から騒音が発生する。この低周波騒音について環境影響評方法書の項目に選定されていないので、必ず評価する必要がある。
53	20	静岡県環境影響評価技術指針では、評価項目は、「環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮し、客観的かつ科学的に検討して適切に定めるものとする。」とあり、「地域特性に関する情報」として「洪水等の発生状況」を明記している。「水害を環境影響評価項目とする」ことは自然かつ当然である。洪水被害や河川沿岸のがけ崩れなど、近隣で発生している過去の災害事例を把握し、想定降水時の全ての対象事業実施区域流域での水害予測や、想定外の降雨時(調整池満水時)等の被害予想を行い、評価を実施してほしい。「水害」等の評価を柿沢川下流部まで拡げて下さい。
54	7	電磁波汚染について、送電線の計画はどうなっていますか。フランスでは、公共の施設・学校・病院等の近くには、法律で禁止されています。電磁波の健康被害について 欧米では許可されていないレベルの日本のメガソーラ建設が電磁波健康障害をもたらすと報告が多い。激化する電磁波公害に対して強い予防原則の立場で検討して欲しい。
55	1	影響の実測は、単位時間の評価だけでなく、平均値や最大、最小値の評価も行う。
56	1	景観：視認可能な範囲に眺望が重要な要素となっている別荘地が存在していることから、「対象事業実施区域を視認できる地域全て」を調査地域とされたい。視認可能な住居からの景観に係る影響の予測については、別荘地等での土地価格形成要素となっている眺望が資産価値に与える影響を追加されたい。評価の手法については、「影響が実行範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「資産価値に重大な影響を与えることが想定される場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直し若しくは代替措置を行う。」とされたい。
57	2	交通量調査は渋滞箇所を把握した上で、渋滞懸念のある調査地点の工事による交通量負荷増減の、日別、時間帯別の通行車両と台数を計り、環境負荷や住環境の負荷増大量を検討項目に追加し、具体的な低減策の評価を行う。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
58	1	造成等による一時的な影響において、沈砂池をはじめとする調整池等も含んだ造成工事時における降雨時の土砂のサイト外や河川流出などに関して水質及び土質、動植物への環境影響についても行う必要がある。
59	1	第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：地盤（土地の安定性）については「地形改変及び施設の存在」について評価項目しているが、造成工事時の土砂災害もありうることから、「造成等の施工による一時的な影響」についても評価項目として選定すべき。
60	1	静岡県環境影響評価技術指針には、土地の安定性と地盤沈下の項目があり、軟弱地盤、湧水、地下水についての調査があげられている。事業地域には活断層が複数存在し、いずれも浸食により谷を形成している。
61	1	景観や反射光の影響が心配である。熱函道路やダイヤモンド各地から見渡せる地点から調査、予測・評価をするべき。
62	4	根府川道に関連した事業地内の石仏等の存在を示す文献があるので、遺跡調査方法を提示する必要がある。
63	2	第4章に係る意見 4.1環境影響評価の項目の選定について ④その他環境：産業廃棄物の不法投棄についての現状把握がなされていないことから、土壌汚染等(不法投棄された産業廃棄物が存在した場合の汚染被害を含む)についても、評価項目として選定すべき。
64	1	直流を交流に変換するとき多くの高調波が発生する。これはラジオノイズとして周辺地域に電波障害を誘発する。TVやラジオの受信障害になるばかりか、防災無線等地域生活の安全に大きく影響することが懸念されるので、環境影響評方法書の項目に追加すべきである。
65	2	調査、予測・及び評価の手法における専門家の意見の概要について、専門家の選定理由が全く不明であり、専門家が「調査方法に不足がない」と判断した根拠が示されていない。事業地域の調査経験のない意見聴取は根拠が薄弱である。いずれも生物が専門と推察されるが、今回の事業は地盤の軟弱な活断層上に調整池を作るという事業であり、地質や土木の専門家の聴取を行い、十分な調査を行うべき。
66	2	パネル設置による環境への影響はどう評価するのか明確にして欲しい。また、環境保全措置は配慮する、努めるではなく具体的な内容を記載してほしい。
67	12	土砂災害や水害など人の命に関わる項目について、影響が回避されているか検討し、回避できない場合は事業中止を含めた抜本的な事業の見直しをして欲しい。
68	2	環境に対する配慮が適正に行われているのか、評価方法は事業者による主観ではお手盛りデータになってしまうので、第三者的（行政には県や事業者に関係のない一般の方など）な判断で評価してもらう必要がある。
69	1	動植物、生態系の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討する等、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や重大な弊害があった場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。このような方法の提示では話にならない。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
70	1	人と自然との触れ合いの活動の場の環境保全計画は、影響の低減・周知徹底・努める・可能な限り・検討する…など、あいまいな表現でしかない。具体的にどのように調査し対処し、万が一事故や 重大な弊害があった場合はどうするのか。項目のすべてにおいて「やれるだけやる」でしかない。大事なコミュニティーを壊滅させる恐れが大。
71	4	粉塵、煤塵等の調査については、大量の残土処理を行うことから事業地内だけでなく、運搬先まで含めた、長期で広域にわたる調査を実施すべきである。また、気象調査地点が、事業地の谷間の最も低位置の場所の1箇所のみとなっている。事業地を代表する場所として不適切・不足している。
72	6	粉塵の気象調査地点が事業地域内で最も低位置であり、しかも事業地の末端である。事業地は高度差の大きな65ha全域で事業を行う計画である。調査地点を増やし、事業地域内部の谷、尾根や最高点の周辺、北端、南端、西端、東端での調査も行い、比較整理と解析を行わねば調査を行う意味がない。
73	2	ダンプ、トラック、工事車両が町内を走行するにあたり、車両の多くはディーゼル車を使用されるのではないかと考える。ディーゼル車排出ガスによる健康への影響も報告されていることから、ディーゼル車から排出される大気汚染物質と健康被害、影響について、建設工事に関わる車両が走行する町内全域での、調査、予測、評価の実施をしていただきたい。
74	1	発電設備から発せられる騒音について、風向きによっては近隣住民に影響を及ぼすと懸念される。現状、熱海の花火大会の音や十国峠の館内放送の音も届いている。どの程度の騒音が届くか、風向きを考慮した調査しなければならない。
75	3	工事用資材の搬出入に伴う調査地点の設定根拠が、11号線沿道の1か所であるのは論外である。搬入経路はすべて勾配が急な上り坂である。調査地点は平井地区から事業地までの沿道すべてを評価すべきである。道路幅員が狭く、すれ違い時に停車を余儀なくされる民家近くの場所を複数選定し、交通の影響を評価すべき。
76	4	騒音・振動の調査地点が、直下の軽井沢区の3か所では論外であり、事業区域は丹那盆地流域の一角にあり、盆地全域への影響評価が必要である。（事業地区が直接見通し可能な丹那盆地全域、丹那盆地西側の丘陵、ダイヤモンド地区、伊豆スカイラインにおよぶ範囲、軽井沢区泉龍寺近くなど）
77	1	環境基本法や騒音規制法の騒音基準は音の総合的な大きさを指標としている。パワーコンディショナの特定の周波数が卓越する音の調査、周波数に応じた幅広い調査をしなければならない。また、パワーコンディショナの影響以上に、パワーコンディショナ稼働させるための空調機器の騒音の影響も大きい。空調機器については夜間であっても騒音源となることを想定した調査を行わねばならない。
78	3	騒音等の調査については、6時から22時に1回、調査期間中1回となっているが論外である。複数の時間帯を設け、長期（天候の違いによる調査も含め）の調査が必要である。
79	1	工事のために起こりうる騒音が大きく懸念される。酪農地帯として、牛にストレスを与えることは経営にもひびいてくると思う。
80	3	大型の工事関係車両の通行による県道11号線沿いに建っている家屋への振動による影響の調査を綿密に実施する必要がある。軽井沢地区には県道11号線に張り付くように建っている家屋が多い。これだけの大型車両が通過すれば家屋の損害は避けられない。工事着手前の個別の家屋の現況を調査し、どの家屋にどのような影響が及ぶ可能性があるのか調査を要す。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
81	6	工事時の水質の濁りは3kmどころではなく、もっと下流まで調査するべきだ。富士川汚濁水の桜エビ問題もある。
82	2	水の濁り調査を含め気象観測を行う場合、4季に1回とのことだが、問題なのは平時ではなく、大雨時の排水が問題になるので、大雨時の観測データをもとに検討を行う必要がある。
83	1	濁水は、沈砂池の設計条件等を明らかにした上で、沈砂池からの排水濃度を予測しなければならない。予測条件となる沈降試験の土砂の設定根拠、時間降雨量の設定根拠、流出係数の根拠、沈砂池から何川への流入の予測の根拠等がまったく示されていない。
84	1	「調整池の容量を林地開発許可基準に基づき50年確率雨量で設計し、降雨時の河川への放流量を抑制する。」としているが、これは全く現実を見ない基準である。今や、気候変動が世界の問題になり、日本でもここ数年来の異常気象が言われている。「50年確率」で安全を語るのは大間違いである。
85	1	文献資料調査を「最寄りの既存気象観測所のデータ」としているが、参照する観測所の名称が間違っているのではないか。
86	2	造成時の一時的な濁りは方法書の対象にするが、造成後の降雨時、大雨時、洪水時の濁りは全くなくなるのか立証するか、影響ないことを裏づけする必要がある。
87	3	評価の手法における環境影響の回避や低減にかかる評価の具体的な記載がない。具体的方法がわからないと、意見を述べようがない。また、環境保全の方法を明らかにするのが方法書なのではないか。
88	1	丹那沢は通常時には涸れ川だが、降雨時のキャパシティや現状と建設後の比較方法及び影響評価方法が不明なので明らかにする必要がある。また、発電所建設による水路の容量オーバーや、改修を行うつもりなら公開する必要がある。
89	1	丹那盆地の水田に濁り水が入るので反対です。
90	3	調整池A-1、A-2のからの水質の調査地点が赤沢川の末端1か所は論外。地元集落の2か所に放流する計画であることから、赤沢川への直接放流する2か所の水質調査は必須である。さらに、調整池Bからの放流は、丹那沢に直接放流する計画であり、丹那沢の放流直下における調査地点が濁流の起点であるから、この場所と柿沢川合流地点の調査も必須である。
91	1	大土肥橋のBODは市街地に近く、事業所外の人口も多いのと源流が異なる為、実情に即していない。
92	1	町の水道に係る水質汚濁を防止するために「函南町水道水保護条例」が制定されている。水源は丹那盆地等から湧き出る水を利用し、水源保護地域は町内全体としている。太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり土壌汚染対策法に基づく第一種～第三種特定有害物質の溶出量試験を行い、水道水に影響のないこと及び条例に適合していることが証明されなければならない。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
93	4	p126 3.2.7 2「産業廃棄物の状況」に「太陽光パネルには、鉛、セレンといった有害物質が使用されている」との記載があり、これらの有害物質が自然災害（地震、雷、火災など）による太陽光パネルの損傷で流れ出す可能性があります。また、パネル用の支柱に亜鉛メッキ鉄を使っていた場合は、亜鉛が地下水を通して飲み水に混入する可能性があります。函南町の水道は丹那トンネルの湧水と柿沢川第1・2、肥田の地下水で町全体の83%をカバーしているため、汚染が起きた場合の被害は深刻です。数年前には丹那第2水道に丹那トンネル中から有機溶剤が混入し、実際に水道が使えなくなる事態となったことがあります。化学物質が、ほんの少し入っただけで、飲み水に影響します。水源近くでの太陽光発電は、中止してください。
94	1	調整池や事業地に使用するコンクリートや薬剤等の使用に伴う排水の影響は下流の魚類や農業に大きな影響を与える。渇水期や豊水期それぞれについて、影響の予測を広域に行う必要がある。特に地元の稲作への影響について影響調査を行ってほしい。
95	1	建設工事の際に仮設を行う現場事務所について、当該地域においては下水道が普及していない為、環境汚染を引き起こさない為に日常使用する手洗い水などの独自の浄化槽処理が必要となる。事業地から外に出す車両洗浄する際に使用する水の排水についても触れられていない。また、便所については水洗式ではなく、汲み取り式になるが、環境に配慮した漏洩や汲み取りに対する方法を考える必要がある。
96	12	柿沢川の水利を利用し丹那地区の稲作が行なわれております。発電施設用地の除草管理をどの様に行われるのでしょうか。もし除草剤を大量使用となると下流の農作物、生態系にも多大な悪影響が予想されます。この件に関しても大きな不安を感じます。また、事業を継続する20年間は運用する会社が変わってもいっさい農業をまかないと約束し続けてください。
97	1	パネル設置予定地の下部隣接地には自然湧水があり、その水源は、現在も家畜飼育の重要な水源となっている。自然林の伐採は致命的である。また、除草剤等農薬の多量使用により、水質問題が懸念される事は言うまでもない。
98	44	計画土地固有の問題の考慮がない。土石流危険区域であるにも関わらず、調整池の構造や安全対策が記されていない。当該計画地は、上記にもあるがスコリアという脆い火山性地層が岩盤の上に重なり、直近でも近辺において多くの地滑り土砂崩れを起こした。また、有名な丹那断層の枝断層が、よりにもよって計画されている2万4千トンもの最大調整池の直下を走っている。大地震や19号の様な台風が襲来した時には、ただでさえ緩みやすい地盤と水と本体の重さで巨大調整池ごと土砂崩れを起こしうる可能性がある。考えるだけでも恐ろしいが、その時真下の小学校や幼稚園に園児や学童がいたら、また広域避難所でもある学校に多数の住民が避難していたらどうなるのか。 土地の安定性のボーリング調査は、林地開発申請前に実施したNo.1からNo.7までの6カ所とあるが、当該地域の複雑な地層や地質、活断層の上に作られるものであることなどを考えると、7カ所では足りないのではないか。建設区域内と周辺に複数の活断層があり、専門家からもこの事業について危険性を指摘している。地域住民の防災、危険リスクを考慮した計画になっているとは思えない。大地震の発生等の事態も想定された調査計画として改めて、調査、予測、評価を行っていただきたい。
99	1	平成26年3月に配布された、「函南町防災マップ」を見ると、丹那小学校付近の地震・土砂災害避難マップに特別警戒区域・急傾斜地の崩壊、土石流危険区域の表示があります。そこはメガソーラーの開発区域の裾野に当たるのではないのでしょうか。木を伐採した後の開発地域は雨水の保全が弱くなるので、更に危険だと思います。近隣に影響を与えることを考慮・評価されるべきです。
100	3	事業エリアBの北側のパネル設置地区の直下にある活断層付近から雨季には大量の湧水がある。工事に伴い地下水による斜面崩壊の危険についての評価が全く記載されていない。渇水期、出水期の湧水および地下水の調査を十分に行い、崩壊の危険性について評価を行い事業が安全である根拠を地元民に示さねばならない。
101	3	建設工事最中に大雨や洪水などが発生した場合の記載が全く無いので、大雨が地表を流れたり崩落の危険性や土砂流出などの環境対策と減災の検討と対策が必要。この場合、土地の安定性の項目にある影響が想定される範囲数百mという根拠も示す必要があり、それが確認できなければ、影響の想定される範囲まで広げる必要がある。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
102	6	地質の状況において、当該エリアが「極めて浸食されやすく脆弱」とされるスコリアを母材とする土壤である事実の記載が全くない。また、活断層が記載されている図3.1-16を掲出しておきながら、調整池計画地の直下を含め事業実施対象区域内に複数の活断層が存在していること及び事業実施対象区域直下に砂防ダムが設置されている砂防指定区域があり、当該区域も地権者同意があれば砂防指定区域にする予定であったことを記載していない。
103	4	建設予定地の真正面に住んでいますが、ソーラーパネルの反射光によって体調を悪くしたりしないか心配です。また、計画地の正面に牧場が所在しているが、反射光の家畜への影響が懸念される。
104	29	反射光については、季節により太陽高度、位置の変化があることから1回の調査ではなく、朝、昼、夕の3回の調査を月1回行い、1年間にわたる継続した調査をしてほしい。住居地付近に設置されたソーラーのために、熱中症を引きおこしたり農地付近では、作物の成長に影響があるという事例も聞く。被害予測を示さねばならない。また、反射光は景観との関連が強いため、事業地が見える伊豆スカイライン、丹那盆地内、熱函南道路、県道11号線のそれぞれの沿線の多地区にわたって詳細に調査しなければならない。
105	1	動物の「可能な限り・・・影響の低減を図る・・・」は具体的に説明して下さい。植物の「必要最小限にとどめ・・・」の最小限とはどの程度か、分からない。生態系の「環境の分断を低減する・・・」は低減するでは不十分です（具体的に示すこと）。
106	1	動物、植物共に静岡県版レッドデータブックⅡ類以上の希少種が多く確認されているようです。太陽光を設置する前の保全対策を明確にしておいた方が良いかと思います。
107	1	動物・植物調査については、事業者が静岡県環境保護条例に基づいて調査を行った報告資料をもとにした記載である。この報告資料と今後行う調査内容の違いを明確に示さなければならない。調査結果の流用で調査完了は認められない。また、調査依頼を受けた業者が環境影響評価の調査と称してすでに調査を行っている実態があるが、今後時間をかけて何をどの期間調査するのかを示さねばならない。
108	3	環境アセスでは出来るだけ長期かつ大規模、そして詳細な生物調査をすべきです。また、同計画では移植した先で個体数を大幅に減らしたり生存が確認できなかった希少植物もあり、安易な移植は希少生物の急減や絶滅を招きかねません。生物の移植に関しても慎重に慎重を重ねるべきであり、一見移植が成功したように見えても数年の間に消失する場合もことから、移植後には最低でも三年程度の時間をかけ、成否を判断する必要があるかと思っています。
109	1	環境アセスメント調査において、鳥類、動物、植物等の貴重種は発見されなかったのか。広大な土地であるので無かったとは考えられない。又、周辺への影響はないのか。対策は充分なのか。
110	1	専門家等の意見の概要で、何故、この2人を選んだのか？他の専門家の意見を聞かない理由は何か？
111	1	予定される地域の林野の中には、多くの動、植物が暮らしている。これが暮らせなくなる可能性が起き、人間と生き物と共存しているバランスが崩れる。それにともない予期せぬ問題が起きてくる。今流行しているコロナも自然界の生き物との共存共栄を人間がこわしたものが原因であるとの説もあり、人々みんなが細かいことであっても気をつけなければならない一つである。
112	3	キツネの目撃情報があるので、調査してほしい。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
113	1	この地には、準絶滅危惧種のキツネやサンコウチョウ、モリアオガエルの生息が住民によって確認されているが、それらへの調査の記述がまったくない。詳細な調査を求める。
114	2	オオタカ等の猛禽類は複数の営巣地を持つことが少なくないため、少なくとも3年以上の調査期間を確保すべき。
115	3	鷹ノ巣山は鷹の巣を由来とする地名から、鷹が生息している可能性が高い。調査と保全保護方法の対応をする必要がある。
116	1	文献その他の資料調査によるオオタカは函南町には微小での生息が確認されており、生息域について専門機関等に依頼し、調査確認をお願いしたい。また、鳥類保護NPOなどとも連携を併せてお願いしたい。また生息が確認できた時には公表するとともに巣等の撤去や早急な移転はないように願いたい。
117	1	丹那の山でオオワシの目撃情報あり。 事業者は調査すべきだと思います。 希少動物ですから。
118	1	ウズラ、ハヤブサが目撃されているので、一年かけて生態を観察し、営巣があるか調査し、どのような影響があるか予測、評価し、保全方法を示してほしい。営巣があった場合はその周りの森林を伐採しないしてほしい。
119	1	2～3年前の夏の夜、家の裏でコノハズクが鳴く声がありました。「函南町誌」に、タカ、トビ、キジ、ウズラが見られると書いてあります。専門家等からの意見書に「猛禽類についてはしっかり実施してほしい」「オオタカあたりは繁殖している可能性が考えられる」とあります。さらに、キジやウズラ(絶滅危惧種Ⅱ類)の数もしっかり把握してください。猛禽類については、「2営巣」期間で調べてください。
120	1	ごく近年の調査(2019年)で、下記の貴重な鳥類が趣味団体により周辺エリアで観測されているという文献(静岡県の野鳥)があるので、生息及び2営巣期程度の調査と具体的保護方法の構築が必要。 マガン、サンコウチョウ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サンバ、ミゾゴイ、ノビタキ、フクロウ、アオバスク。
121	1	希少種が確認された場合は、営巣場所の調査及び、周囲での生息が疑われる場合は、2営巣期にわたる経過調査が必要。
122	1	渡り鳥の影響についての調査も通年を通して行う必要がある。
123	1	鳥類の定点調査は、調査する時間帯についての方法の記載がない。
124	1	鳥類の調査方法について、M2地点以外は広範囲を見渡せるような状況ではなさそうなので、調査地点の景観状況を明らかにした上で調査方法を示すべき。
125	2	全国組織の愛好団体が生息調査をした文献があるので、それを参考に2営巣期にわたる営巣調査が必要である。
126	1	日本野鳥の会から「IBA(重要野鳥生息地)や鳥獣保護区などの野鳥の保護対象地、希少種の生息地、大規模越冬地、渡りの中継・渡来地、主要な採餌地及びその近傍地には、設置すべきでない。」との見解が出ていますので、これも盛り込んだ見解を示してほしい。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
127	1	微弱電磁波発生による鳥類への影響などの検証方法及び対策について調査する必要がある。
128	1	野鳥への影響回避や低減策、代償措置についての専門的な意見がほしい。
129	2	広範囲の森林を伐採することにより、駿河湾の魚やハマチ養殖にどのような影響がでるか心配だ。調査しなければならない。
130	1	メガソーラーを作る事で水の流れが変わる。田代地域には、蛍が生息している。丹那の川にも蛍を見かけることがある。川に住む生物の生態が変わるのは許せない。
131	2	静岡県版レッドデータブックに追加されたクモ類、コケ類、菌類を追加項目にする必要がある。
132	1	昆虫の調査地点に水辺が含まれているのか。事業予定地に湧水箇所があれば、それを含む必要がある。
133	1	動物は丹那沢上流の湧水地点から下流域について調査が行われていない。常時、流水が存在することから、季節を通して長期の調査をすべきである。
134	1	現地調査は、東側は伊豆スカイラインの稜線までの調査が必要である。調査領域の南側については、柿沢川に沿って丹那盆地の居住地の直近までの調査が必要である。
135	2	哺乳類、鳥類等はより広範囲な調査を行うとともに、工事用車両走行ルート周辺についても調査地域とすべきだ。 評価の手法については、「貴重な動物の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生動物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。
136	1	林地開発申請のために行った動植物の現地調査結果があるはずなのに、方法書では文献その他の調査結果のみで、希少種の種類と保護対策が記載されていない。方法書にその内容を明記し、改めて作成の上、縦覧等を行うべきだ。
137	1	「重要な種」として調査する種が不明であり、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦覧等の手続きを行われたい。
138	1	対象事業実施区域及びその周囲の「その周囲」とは具体的に示して欲しい。
139	1	温度上昇による動物への影響の計り方と保全策を明らかにする必要がある。
140	1	「重要種が確認された湿地環境（沢等）が近隣に存在する場合は、改変箇所から可能な限り離隔をとることで影響の低減を図る。」とあるが、この手の在来種の保全方法は、今まで成功しているところはあるのか。巣を移転したりし、動物を移動したりして、代替措置が取られたと理解するのはおかしいのではないのか。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
141	3	時々熱函道路において小動物が交通事故にあっている。小動物は生き場所を求め移動する間に多くが事故にあう心配がある。
142	19	事業により生息域を追われた有害獣が里山に降りてきて食害を加速させる懸念がある。周辺農地等への食害等の影響について調査を行い、影響がないことを示してほしい。
143	4	渡り鳥などの飛来も確認されているので、一面に張られた太陽光パネルの反射で水面などの誤認識による衝突の懸念はないのか。
144	1	森林伐採を伴うので、樹木伐採や土地現状改変による影響がある面的な全体調査を行う必要がある。
145	2	秋季の調査が平成26年9月30日の1回しか行われていないが、現地気温は夏日であり、気象データを遡っても連日夏日であったため、植生などについて夏日の時期に秋季のデータを収集するのは現実的ではない。また、植物が冬季の前に実りや植生の変わる時期に掛かっている。
146	1	冬季における調査がないので、調査が必要。
147	1	事前調査に基づき「調査すべき植物相や重要な種を選定した上で、植物に応じた調査方法及び調査時期及び評価の方法」を環境影響評価方法書で明らかにし、意見書を踏まえて本調査を実施し、予測及び評価を行うべき。/環境影響評価制度における方法書の役割は、「方法書に対する意見を踏まえ、調査、予測及び評価の方法を決定する。」ことであり、事前調査に基づく予測評価を行おうとするのは誤り。正しい手順に従った方法書を改めて作成し、縦覧等の手続きを行われたい。/評価の手法については、「影響が実行範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な植物の生育が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。
148	1	施設稼働後も、植物体系の変化や多様性の損失、個体数減少が生じるので評価材料になる。
149	1	山地の森林を伐採して開発することによる大気温、湿度、地表付近の日照と照度の変化をどう予測して、植物等の環境変化に対応するのかを考慮する必要がある。
150	1	建設予定地は丹那水系の重要な森であり、アマギツツジなどの固有の植物があり、貴重な自然遺産の残る場所です。
151	1	希少種が発見されたときは、生態を調査するために、複数年次にわたる観察及び観測と保全が必要。
152	1	建設工事作業者が希少種を発見したときの対応方法を決めておく必要がある。
153	1	「可能な限り土地造成面積、伐採面積を小さくする。」の記述があるが、伐採面積をどの程度小さくするつもりがあるか。実際に小さくするつもりがあるのか。
154	1	植物調査については、すでに調査済みの内容と今後の調査すべき内容が混在し、記述が正確でない。
155	1	方法書p22に、植物の「着手前に重要な種の育成を確認し」とあるが、調査から年数が経過しており、再度、厳密な生育調査を行なわねばならない。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
156	4	森林伐採により環境の悪化ならびに動物、植物等の生態系のバランスが失われる。
157	1	調査をしっかり行って下さい(特に、タカ、ワシ)。食物連鎖のバランスが崩れると、農業にも影響がいつれ表れてくる為です。その為、生態系の調査を年間通して行い、住民に理解できる様に正確に報告して下さい。
158	3	生態系に係る影響範囲の設定が不十分。厳密な調査を行ない環境を維持しなければいけない。
159	3	専門家2名の意見を踏まえ、自然環境保護条例による動植物の生態調査を平成28年までに実施したが、調査後から数年が経過しており、環境アセスメントに基づく広範囲の生態調査を、新たに実施すべきである。特に、湧水のある場所の近傍の生態系については詳細な調査をすべきである。また、事業の開始によるその周辺（事業地外）への生態系の影響に詳細に調査すべきである。
160	1	(2)生態系の調査範囲が当該区域の周辺300mとは、その設定根拠は、イノシシが住家追われてたった300m移動するだけなのか。何頭のイノシシが広大な65.3haの事業予定地に棲息しているのか。周辺地域への被害想定はないのか。
161	1	調査すべき項目が「地域を特徴づける生態系」との記載だけで具体性がないため、調査地域や調査方法、調査時期について、意見を検討することが出来ない。具体的な調査計画を記載した環境影響評価方法書を改めて作成の上、縦覧等の手続きを行われたい。/評価の手法については、「影響が実行な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか」ではなく、「貴重な生態系の存在が発見された場合は、影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。
162	1	施設稼働後は、現況に比べて動植物の生息域に変化が生じるため、評価材料になる。
163	1	森林伐採に伴う弊害について、生息調査だけではなく、事業地の「気温上昇」「湿度の低下」「地形改変」「現状と事業開始後の環境」の観点からの調査等が必要。
164	1	森林がなくなれば、植物プランクトンや海藻が栄養分とするフルボ酸鉄はできなくなり、植物プランクトンや海藻が育たなくなり、食物連鎖が崩れ、生態系が崩れ、駿河湾に生息するサクラエビ、魚介類に影響を及ぼす可能性があるため、柿沢川下流、狩野川、駿河湾まで環境影響の調査、検討、評価をしてほしい。悪影響を及ぼさないことを示す科学的数値を出してほしい。
165	1	環境影響回避については、現状、影響回避をした場合、影響回避をしなかった場合の観点から評価を行う必要がある。
166	1	今回のように大規模な施設ともなればその影響はとても大きく、その設置場所のみならずその周辺に対しても太陽光からのエネルギー循環、水系の循環、植生の変化などに伴う影響がどのように現れるか現在の環境アセスメント科学では予測するのが難しいのではないかと懸念しています。単に絶滅危惧種、希少種などのピンポイント的な評価を主としたアセスメントでは、今回のような大規模な自然かく乱の影響を正しく評価できるのか疑問に思います。
167	1	調査、予測及び評価の手法(景観)で、現地調査を好天日の1日としている。富士山を仰ぐ地域として地域住民に慕われていることから、日数が不十分である。最低でも四季別の調査が必要と考える。
168	5	3キロ圏内だけでなく調査範囲を広げてください。長泉町や熱海市まで広げてほしい。
169	1	景観の変化による地価、流入人口の変動を予測、評価してほしい。もし、下落が予想され、住民に不利益が生じる恐れがある場合は全般の中止を含め、再検討してほしい。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
170	10	「方法書」のビューポイントの数があまりにも少ない。居住区や観光地などの多くのポイントからの評価が必要である。特に、丹那盆地からの景観阻害は著しい。観光道路伊豆スカイラインからは眼下に巨大なパネルが見え、その彼方に富士山や箱根山、駿河湾が眺望される景勝地の景観を著しく阻害する。また、この地は、ハンググライダーの施設があり、多くのライダーたちがその景観を楽しむためにおとづれている。ハンググライダー（空）からの眺望も考慮すべき。環境に対する配慮が適正に行われているかの評価方法は、事業者による主観ではお手盛りデータになってしまうので、第3者的な判断（行政としては県、事業に関係のない一般の方など）で評価してもらう必要がある。
171	13	火雷神社を含めた丹那断層公園からの眺望は、事業地を含んだ丹那断層線を介した直線的な山の地形の自然な割れ方を見るジオポイントなので、遠方からも不特定多数の観光客が来る眺望点であり、景観眺望点に含む必要がある。開発によって現況と大きく変わると景観を損なうおそれが大きい箇所になる。また、調査地点として、設定根拠としている住宅等の存在する地区を代表する主要な眺望点として湯水記念碑と丹那断層公園もするべきと考える。
172	5	方法書の景観観測地点の9地点には明らかに事業地域のパネルが見えない場所が選定されており、眺望できない場所をなぜ選定したか根拠を示し、調査地点の見直しを求める。④ダイヤモンドホール、⑤田代公民館、⑥軽井沢公民館は、パネルの眺望ができないことが明らかである。
173	7	伊豆半島は、ユネスコ世界ジオパークとして認定された。函南町内には、8か所のジオサイト（ジオパークに認定されたエリア）がある。①田代盆地（丹那断層 火雷神社）②軽井沢（1 kmの横ずれ断層横による2つの谷間）③丹那盆地（丹那断層公園、酪農王国オラッチェ）④池ノ山峠⑤玄岳（西丹駐車場）⑥十国峠（十国峠展望台）⑦月光天文台⑧柏谷（横穴遺跡群）の中で、②は、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトを伊豆スカイライン展望台から眺めることができる。⑤は、田代盆地を含む北伊豆地域や富士山 箱根山 天城山などの火山 断層地形のパノラマを眺めることができる。また、②⑤からは、素晴らしい景観と共に太陽光パネルも同時に視界に入り不愉快な眺めとなる。以上の観点から、「ユネスコ世界ジオパーク認定」、「函南町景観まちづくり条例」との適合について確認することが必要である。
174	5	丹那盆地西側の新山地区からの景観阻害が著しいが、酪農王国オラッチェから軽井沢地区までの移動時は、威圧的な景観の阻害が予測できる。丹那盆地南側の高台を通過する熱函道路からの異様な景観は、観光資源としての長閑な田園風景を著しく破壊し、地元を訪れる観光客へのダメージは計り知れない。景観阻害が地元経済に及ぼす影響についても調査すべきである。
175	25	熱函道路から見下ろす丹那盆地と富士山の景観は函南の最も素晴らしい絶景の場所です。ところが事業予定地に10万枚のソーラーパネルを山の斜面に設置するとすれば、函南のシンボルは一挙に損なわれてしまいます。
176	1	施設の稼働後に台風などの強風で施設が吹き飛ばされるような破損や火災等が生じたときは、影響が出るので、評価材料になる。
177	1	事業内には、旧東海道で箱根関所に並ぶ根府川の関所に至る根府川街道が通っており、街道の両側に事業エリアが広がる計画である。かつて函南町のボランティア団体が熱海峠まで街道を整備し、文化的な重要性をもつハイキングコースとして利用された。環境影響評価項目に「人と自然との触れ合いの活動の場」を入れるべきである。
178	1	県道11号線は、自動車だけでなくサイクルリングを楽しむ方が多く往来する。季節により利用状況が異なるため、春夏秋冬で交通量調査が必要である。
179	2	「人と自然の触れ合いの場の利用に対する影響が想定される範囲」として、対象事業実施区域内とされているが、こんな範囲設定の調査に何の意味があるのか？丹那・軽井沢地域という日本古来の風景を残すこの土地を「触れ合いの場」として来た住民にとって、周囲の豊かな山林を喪失してしまう事こそ、この事業の及ぼす多大な影響である。調査範囲は、周囲を含めた地域全体が妥当である。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
180	2	対象事業実施区域周辺には、典型的盆地風景が広がる自然豊かな地域景観となっており、県内外から当該エリアを訪れる観光客も少なくない。また、丹那盆地にパラグライダー等の着地地点があることから、多くの空の利用者が存することも、全く記載されていない。対象事業実施区域の南に、景観被害が想定される数千区画の別荘地が存在していることも、全く記載されていない。地域活性化の観点から重要である上記の事実を明らかにしていない環境影響評価方法書は論外である。事業者にとって不利な情報であっても正確に記載し、それを前提とした事業計画を再検討の上で改めて環境影響評価方法書を作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。
181	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。
182	4	事業予定地に産業廃棄物が埋設されている箇所が複数ある疑念がある。事業者が調査を行った記載がない。ボーリング等の十分な調査を行い、事業が安全である根拠を示さねばならない。
183	9	将来発生する廃棄パネル処理の問題も不安要素です。事業終了後のパネル等設備の撤去について契約書を提出してください。
184	5	地震、台風等にてパネルに壊滅的な状態になった時と、発電が終了した時のパネル廃棄はどこが行うか。しっかり決めておかないと行政が処理しなければならなくなる。
185	4	太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれているものがあり、適切な処分方法が求められる。パネルに含まれる「有害物質等の情報の開示方法」及び「工事中」「運営事業中」「事業完了後」における適切な廃棄物処理方法及び有害物質の流出 拡散する懸念について環境影響評価が求められる。
186	6	工事によって生じる廃棄物について「未定」となっているが、環境影響評価を行う際に公表及び評価検討を行わなければ、他に機会がない。この件について先送りするのであれば、再度環境影響評価について、順を追ってやりなおす必要がある。
187	1	施設供用に伴う廃棄物は事業実施区域内とするなら、発災時や、事業撤退時に発生する廃棄物が無いか、事業区域内に廃棄することになるが、実際はどうするのか説明する必要がある。
188	3	大量のパネルが設置された場合、局地風が発生することが専門家の意見としてあるが、そのことに関しての記載がまったくない。太陽光パネルが暖められた空気が上昇風となり谷風を発生させ、局地的な降雨をもたらす。局地風による影響も調査項目に入れるべき。
189	3	熱風が集落に降りてくるはずであるのに、この件にもふれてない。調査項目にいて、どの程度の影響があるのか具体的に調査すべき。丹那は盆地のため、地形・標高などが考慮されていない。風・雪・気温・など、特徴を考慮してまじめな調査をもとめる。また、ソーラーパネルが強風で飛ばされて、災害が起きたとニュースで聞くが、大丈夫なのか。
190	1	方法書には年間平均風速が記されているが、問題は最大風速である。雨水の量も同じであるが、過去5年間の最大風速、雨量の調査不足。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
191	1	事業対象実施区域周辺の住民が水道水として利用している地下水についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。下記を含めた「調査、予測及び評価の手法」を記載した方法書を改めて作成し、再度、縦覧等の手続きを行われたい。既に把握されている4カ所の水源(図3.2-8)及び当該水源を利用した水道供給区域内の井戸について的水位変化及び水質を四半期毎に調査し、その変化を予測すること。
192	1	開発による集水と河川流量の変化、地下水変化は、現在の丹那盆地の水利の大きな影響がある。本事業が丹那盆地の水利に与える影響を通年にわたって調査しなければならない。
193	1	湧水については、調査期間を長期に行い、季節による変動、降雨との相関について調査し、それを基に事業域内の切り土と盛り土を行う地区の地盤強度を検討すべきである。
194	1	静岡県環境影響評価技術指針には、地下水の変化についての項目がある。地元軽井沢区には、湧水箇所が複数あり、事業地域から地下水が流入している。本事業は丹那トンネル工事による湧水から辛うじて残る地下水の流れを大きく変える可能性がある。軽井沢区はこれまで辛うじて地盤の安定が保たれていた地域であるが、本事業による大規模な雨水の集水により、豊水期と渇水期の土壌の含水状態が変化し、地元集落の上にある急峻な傾斜の崩落の原因になる可能性がある。地下水の変化が地質の安定性にもたらす影響を調査しなければならない。
195	1	事業地の活断層付近で湧水が存在することは、地元では古くからの周知の事実である。事業により活断層上に調整池を設置し、湧水箇所をならしてパネルを設置する計画は論外です。安全であることの根拠を示すための、地質調査・地下水調査は必須であり、方法書記載の調査では全く不十分である。
196	14	旧丹那トンネルの掘削が、丹那盆地の区域の水枯れを引き起こしたことは周知の事実である。今回の65haの開発は面積では丹那盆地中央に集まる盆地流域からの集水面積が1割である。現在、丹那トンネル西口に湧く地下水を函南町や熱海市が上水道として利用しているが、パネルの巨大集水作用による河川への放流が、上水道として利用している地下水に与える影響について調査を行う記載が全くない。地下水を利用する下流域の住民の生活への影響が大きいことから、十分な調査が必要である。
197	1	函南町の地下水は非常に清度の高さでは知られている。調査項目のにごりが地下水にどのように影響するのか記載されていない。地下水の水質測定実績を環境モニタリングでは県下全域を10kmメッシュに分析している。3kmの調査範囲では不十分。
198	1	樹木の種類に着目した水資源の影響も評価してほしい。落葉樹が多数伐採されることで保水力を失った区域が昨今の豪雨に耐えられるか怪しい。また、落葉樹の落ち葉から得られる養分は貴重で、再生エネルギーのためとは言え、地球環境保全に不可欠の落葉樹の伐採には慎重な評価が望まれる。丹那盆地は酪農と稲作を営む集落に囲まれた「里山」を形成している。里山の効用は多岐に亘るが、丹那盆地の里山は人口、産業の集中する東海道を位置し、多くの人が日本人の心の故郷を連想でき、癒され、リフレッシュできる潜在的価値のある里山である。区域の景観資源の中心をなす里山の評価は総合的、俯瞰的視野から行ってほしい。
199	7	静岡県環境影響評価技術指針には、河川の変化についての項目がある。地質特性から、事業地域とその下流については、降雨量と河川の流量の関係を調査しなければならない。かつて丹那トンネル工事による湧水は、降雨量と河川流量の比較を町内の広範囲に行った比較から、トンネルの水抜杭から盆地直下の地下水が流出していることが付き止められた。丹那地区は地下への水の流出量を上回る降雨量に対しては、軟弱地盤のため土砂災害の危険性が急激に高まる地域である。数値上の計算のみで調整池を設置するのは論外であり、水文学の知見や緻密な地質調査を踏まえた地域の特性を十分に調査しなければならない。
200	1	柿沢川の水を利用しているのは、稲妻用水、新田用水、肥田用水の関係者らは、昔に比べると少なくなってきた川の水量に、日照りが続くと水量確保に難儀することも経験してきている。ゆえに、これ以上の川の水水位低下は困る。これは、水利利用権の侵害ともいえよう。このような湧水被害を起こす恐れのある開発は森林法で禁じている。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
201	1	軽井沢地区の調整池の2つ共放流先は柿沢川です。こちらの水量に関しても、しっかり調査をして台風19号の雨量を元に安全だとわかる様に調査して住民に説明して下さい。
202	4	方法書によると、環境影響評価の項目として「火災」について記載がない。しかし、当該施設は一旦火災が発生すると「山林火災」となる可能性があり、環境要素のすべてにわたって少なからぬ影響が持続するおそれがある。そこで、本事業に係る環境影響評価ではその設置場所の自然的状況にかんがみて「火災」についても環境影響評価がされるべきと考えられる。
203	4	火災対策はどのようにするのか、不審火だけでなく、自然発生や周囲からの山火事等の消火や延焼防止の対策について、検討項目に入れておく必要がある。また、事業開始後も事業者が常駐監視する必要があるのではないか。
204	3	強風でパネルが飛んだ場合、枯れ草の山で山火事が起きるのではないかと、熱海方面に火が上がるのではないかと心配しています。パネルによる山火事の恐れがないか調査をお願いします。
205	9	森林を伐採し、ソーラーパネルを設置することにより気温の変化が予想される。年間を通してそれがどの程度のものであり、住民にどのような影響を与えるか、またそれが動植物にどのような影響を与えるか調査しなければならない。気温上昇による酪農への影響も心配しています。
206	5	微気象という現象についても心配をしています。10万枚のソーラーパネルを貼ることで、その地域の気温が上がり上昇気流が生まれ、丹那地区に豪雨が多く発生すると聞いています。微気象についても調査をしてください。気温上昇による酪農への影響も心配しています。
207	48	当該事業計画は、函南町の、広大な豊かな森と自然が息づく地、富士・箱根国立公園に直近する地帯にあり、当該発電施設は突如として出現する異端者で、自然にまったく調和しない、げげげしい構築物を並べ立てるものである。豊かな美しい自然環境を大きく損なう、数十ヘクタールの豊かな自然と森林環境を根底から破壊する事業計画である。また、今回の大規模なメガソーラー建設により、雨水の自然浸透がなくなり、土砂災害や水害の原因になる事が考えられます。
208	9	予定地周辺は里山の豊かな自然と文化に恵まれた地域です。森林を伐採しこのような巨大な人工物を設置することは、景観や生態系だけでなく、周辺の生活環境や観光資源へのマイナスの影響が予想されます。よって本計画に反対いたします。
209	1	(4)アセス意見書の内容を要約しない事。意見書を貴社側で判断、要約をすると、貴社の作為が入り、意見書の真意が知事に伝わりにくくなる。又は、真意が真実と異なって伝わってしまう為、それを防ぐ為に事業者見解には意見書の全文公開をする事。※意見書は、事業者を経由して行政に民意を伝える機会です。必ず実行して下さい。※別案件で、作為を入れる案件が、見受けられた例があるので敢えて記載しました。準備書の縦覧時にこの意見を確認します。
210	2	本事業の発電所出力は、方法書によると単機出力約415W×発電機枚数98,237枚=40,768.355kWで40MWを超え、本来なら静岡県ではなく、40MW以上の太陽電池発電所に環境影響評価を求めている環境省の環境影響評価を行う案件になるのではないかと。林地開発許可時や、函南町の土地利用事前協議の際の事業計画も40MWの発電規模の届出になっている。意図的に環境省の環境影響評価を回避していないか。発電所出力について、出力届け出時からのスペック変更等、何らかの説明が必要。
211	6	静岡県のハザードマップが示すとおり当該地域には土石流危険区域にあり、一般的な林地開発によりきめ細やかな地質調査と万全の対策が必須である。方法書ではその計画が不十分であり、またその評価方法も不明瞭になっている。言うまでもなく環境影響評価は、調査自体が目的では無く、そこで発見された問題にどう対処していくかが重要となる。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
212	10	過日開催された住民説明会の中では知事の意見には従うが住民の意見はただ聞くだけといった住民軽視の発言がありました。これは憲法で保障されている法の下での平等を軽視するものであり決して容赦できるものではありません。この暴言を深く反省し、この事業で影響を受ける直接の当事者である住民ひとり一人の貴重な意見を真摯に受け止め、誠意と責任をもって住民の納得する対応をとることを求めます。
213	52	計画地直下の小学校の保護者の中には生活日本語には不自由しないものの、難解な日本語の読み書きが十分でない方がいらっしやると聞いています。今回の計画は、住民の生命と財産へ大きな影響を与えるものですから日本語が堪能でないことでその住民が排除されることはあってはならないと思います。方法書の中の100ページの要約版の「やさしい日本語訳」を作成するか、最低限「ふりがな」を振ってください。その上で再縦覧期間を設けてください。
214	209	環境を破壊、人命を無視するようなビジネス（経済優先）には反対します。2019年台風19号で多くの土砂災害が函南町で発生、その後、断水でライフラインが止まり、多くの住民が不自由な生活を送りました。このメガソーラーが完成すると丹那盆地は壊滅的な被害が出るのがハザードマップを見ても明らかです。特に、丹那小学校の裏山は土砂崩れ警戒区域に指定。ひいては災害は柿沢川下流の柿沢台。畑毛、間宮、仁田等函南の下流部にも被害が及ぶと予想されます。このような危険が想定される地域、64haの森林破壊は許されることではありません。また、台風や強風の影響により発電施設の一部が近隣の住民、民家、田畑に飛散し被害を与える可能性があるのが不安があります。
215	187	住民が最も不安を抱いている水害についての調査、予測及び評価が計画されていない環境影響評価方法書は論外。水害に係る調査として、排水を計画する水路等を明らかにした上で、対象事業実施区域の下流河川等(丹那沢を含む)の維持管理実態を踏まえた流下能力と実際の流量・流速の計測を行うとともに、下流の排水機能力を踏まえた流下能力を把握すること。調査地域については、過去に柿沢川だけでなく狩野川及び相模湾まで土砂流出の影響が及んだ事実を踏まえ、全ての下流河川及び駿河湾までを調査地域とし、過去の被害実績を参考に調査地域内の適切な調査地点を選定の上、四半期毎の平水時及び降雨時に現地調査を行うこと。予測については、実際の維持管理状況を踏まえた流下能力での浸水被害想定を行うほか、対象事業の規模が極めて巨大であることから、想定外の降雨時(調整池オーバーフロー時)の浸水被害想定についても予測を行うべき。住民の命や健康、その財産の保全に重大な影響が想定される「水害」の評価の手法については、「影響が回避されているかを検討し、回避出来ない場合は事業中止又は計画の見直しを行う。」とされたい。
216	74	計画地は、火山噴出物の堆積した脆弱な土質であるという事が考慮されていない。2019年の19号台風では、近隣各所で土砂崩れが発生し、水道管を破壊し、4000tもの水が下丹那地区を襲い、大変な被害が発生した。同じ地質でありさらにパネルが敷き詰められ改変された土地に、同じような豪雨があった場合、その数倍もの調整池を脆弱な地層が持ち堪えられるのか、特殊な土質であることを考慮した調査でないという意味がない。専門家の詳細な調査により活断層の存在が明らかになったが、それ以前にも丹那断層とそれに伴う活断層・無数の破碎帯があるという特殊な土地であることがわかっていたにもかかわらず、方法書記載の調査は極一般的な調査項目でしかなく、当地特有の事情が考慮されていない。この土地の現状と特殊な地層であるという条件を元に調査をすべきである。
217	4	メガソーラーを建設する際のデメリットとして認識されている浸水被害&雨水の流出&土砂災害、景観、水の濁り、反射光、生態系への影響、電力供給時の騒音等に関しては、環境アセスメントの評価項目として考慮されているように見えるが、地域住民への周知や説得不足による地元との不和がある、という報道を目にしているため、より丁寧で詳細な説明と対話が必要とされている。加えて、許認可&施設建設の部分と、実際の太陽光発電事業を行う会社が別になっているようだが、地元への説明や合意の取り付けなどには、事業を実施する予定の会社の参加も必須かと感じるが、それはどの程度されているのか？
218	1	参考文献に自社のグローバルでない資料が含まれているが、自社文献は公的資料のような参考資料文献として扱って良いのか。

方法書に対する意見の概要

【資料3】

NO	意見数	代表意見の概要
219	18	<p>昨今、東日本大震災より原発等ゼロとマスコミや政治の中でもクローズアップされてきました。原発ゼロその考え方には私も賛成です。私の知人でT地区のある酪農家の方言っていました「原発ゼロ大いに賛成、だからソーラーは自分の考えで自分の山ですでにやっているよ」というお話を伺いました。これはこれで、一理あり自分のお考え、自分の責任の基おやりになれば誰も反対なさる方はないと思います。しかし、今回の計画は一個人の責任の問題でなく、昔からこの地を生活の基盤になさっている住民の方、古きよき里を心に刻まれた世の中で活躍なさっている方、幼稚園、小学校等施設があります環境を鑑みしました時、はたしてこの場所に設置することが、何代もこの地に住んでおられる皆様の猛反対を押し切っても計画なさる事が、事業者にとりましても地元の皆様にとりましても本当にこれから先、何年安全で幸せを与えてくれるでしょうか。日本全国「環境と経済」どちらを優先するか、ウラン再生工場、辺野古基地等、マスコミに報道されていますが、地元の皆様の賛同が計画実行の先ず最初で一番大切なことではないでしょうか。地元の皆様の納得なく計画実行なさることには絶対に私は反対を強く意思表示いたします。</p>
220	19	<p>方法書p10の事業エリアの調整池から放流する下流河川の流下能力について問題あり。静岡県の林地開発審査基準では、当該河川の管理者と協議し同意が必要となっているが、御社は赤沢川および丹那沢について協議を行っていないことが明らかである。赤沢川と丹那沢の数か所で、確認ポイントとして、河川狭窄部の流量計算を行っているが、管理者の同意を得ることなく書類を作成した。特に、丹那沢の調整池は砂防指定地に放流する計画であるが、砂防指定地下流の丹那沢には上流の確認ポイントよりも狭窄な箇所がある。この現状をまったく把握せず水理計算をしており、「河川の改修が必要ない」との事業計画書への記載も虚偽である。改修についても当該河川の管理者と協議を行っていない。御社はアセス説明会で当該河川の管理者に確認すると述べたが、いまだ住民に説明がない。直ちに確認し、説明を求める。</p>
221	23	<p>方法書において誤記及び誤字がみられる。</p>
222	29	<p>環境保全の見地以外の意見</p>